

東川町森林整備計画書

(令和6年4月1日)

〔 計画期間 自 令和 6年 4月 1日
至 令和16年 3月31日 〕

(令和8年4月1日変更)

北海道上川郡
東川町

| | |
|---------------|--|
| 変 更 理 由 | 地域森林計画に適合させるための変更 |
| 変 更 内 容 | <p>V その他森林整備のために必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域 【道有林】に係る森林の区域追加及び面積変更に伴う変更。 ・別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域 【道有林】に係る森林の区域追加及び面積変更に伴う変更。 |
| 変更計画が有効となる年月日 | 令和8年4月1日から適用 |

目 次

| | |
|---|----|
| I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 | |
| 1 森林整備の現状と課題 | 1 |
| 2 森林整備の基本方針 | 1 |
| (1)地域の目指すべき森林資源の姿 | 1 |
| (2)森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方針 | 2 |
| (3)その他必要な事項 | 3 |
| II 森林の整備に関する事項 | |
| 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） | 3 |
| 1 樹種別の立木の標準伐期齢 | 3 |
| 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 | 3 |
| 3 その他必要な事項 | 4 |
| 第2 造林に関する事項 | 5 |
| 1 人工造林に関する事項 | 5 |
| (1)人工造林の対象樹種 | 5 |
| (2)人工造林の標準的な方法 | 5 |
| (3)伐採跡地の人工造林をすべき期間 | 6 |
| 2 天然更新に関する指針 | 7 |
| (1)天然更新の対象樹種 | 7 |
| (2)天然更新の標準的な方法 | 7 |
| (3)伐採跡地の天然更新をすべき期間 | 8 |
| 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 | 8 |
| (1)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準 | 8 |
| (2)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 | 8 |
| 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準 | 8 |
| (1)造林の対象樹種 | 8 |
| (2)生育し得る最大の立木の本数として想定される本数 | 8 |
| 4-5 その他必要な事項 | 8 |
| 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準 | 8 |
| 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 | 8 |
| 2 保育の標準的な方法に関する指針 | 9 |
| (1)下刈り | 9 |
| (2)除伐 | 9 |
| (3)つる切り | 9 |
| 3 その他必要な事項 | 10 |
| 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 | 10 |
| 1 公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法 | 10 |
| (1)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養林) | 10 |
| (2)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機 能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 10 |
| 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区 域内における施業の方法 | |
| (1)区域の設定 | 11 |
| (2)施業の方法 | 11 |

| | | |
|-----------|---|----|
| 3 | その他必要な事項 | 12 |
| (1) | 水資源保全ゾーン | 12 |
| (2) | 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ） | 12 |
| (3) | 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ） | 13 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 | |
| 1 | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 | 13 |
| 2 | 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策 | 13 |
| 3 | 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項 | 13 |
| 4 | 森林経営管理制度の活用に関する事項 | 13 |
| 5 | その他必要な事項 | 13 |
| 第6 | 森林施業の共同化の促進に関する事項 | |
| 1 | 森林施業の共同化の促進方向 | 13 |
| 2 | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | 14 |
| 3 | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 | 14 |
| 4 | その他必要な事項 | 14 |
| 第7 | 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 | 14 |
| 1 | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 | |
| (1) | 路網密度の水準及び作業システム | 14 |
| (2) | 作業システムに関する基本的な考え方 | 14 |
| 2 | 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する事項 | 15 |
| 3 | 作業路網の整備に関する事項 | |
| (1) | 基幹路網に関する事項 | 15 |
| (2) | 細部路網に関する事項 | 16 |
| (3) | 基幹路網の維持増進に関する事項 | 16 |
| 4 | その他必要な事項 | 16 |
| 第8 | その他必要な事項 | |
| 1 | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 | 16 |
| (1) | 人材の育成・確保 | 16 |
| (2) | 林業事業体の経営体質強化 | 17 |
| 2 | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 | 17 |
| 3 | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 | 17 |
| Ⅲ | 森林の保護等に関する事項 | |
| 第1 | 鳥獣害の防止に関する事項 | |
| 1 | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | |
| (1) | 区域の設定 | 17 |
| (2) | 鳥獣害の防止の方法 | 17 |
| 2 | その他必要な事項 | 18 |
| 第2 | 森林病虫害の駆除及び防除、火災に防除その他の森林の保護に関する事項 | |
| 1 | 森林病虫害の駆除又は予防の方法等 | |
| (1) | 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法 | 18 |
| (2) | その他 | 18 |
| 2 | 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く） | 18 |
| 3 | 林野火災の予防の方法 | 18 |
| 4 | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | 19 |
| 5 | 森林の保護に関する事項 | 19 |
| 6 | その他必要な事項 | |

| | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林 | 19 |
| (2) その他 | 19 |

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

| | |
|---|----|
| 1 保健機能森林の区域 | 19 |
| 2 保健機能別森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法 | 19 |
| 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 | |
| (1) 森林保健施設の整備 | 20 |
| (2) 立木の期待平均樹高 | 20 |
| 4 その他必要な事項 | 20 |

V その他森林整備のために必要な事項

| | |
|--|----|
| 1 森林経営計画の作成に関する事項 | 20 |
| 2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項 | 20 |
| 3 森林の総合利用の推進に関する事項 | 20 |
| 4 住民参加による森林の整備に関する事項 | |
| (1) 地域住民理解の促進 | 21 |
| (2) 地域住民参加による取組みに関する事項 | 21 |
| (3) 上下流連携による取組みに関する事項 | 21 |
| (4) 青少年の学習機会の確保に関する事項 | 21 |
| 5 その他必要な事項 | |
| (1) 特定保安林の整備に関する事項 | 21 |
| (2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法 | 21 |
| (3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項 | 23 |
| (4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項 | 23 |

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

| | |
|------------|----|
| 1 共通のゾーニング | |
| 【一般民有林】 | 24 |
| 【道有林】 | 26 |

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

| | |
|---------|----|
| 【一般民有林】 | 27 |
| 【道有林】 | 28 |

別表3 鳥獣害防止森林区域

| | |
|---------|----|
| 【一般民有林】 | 28 |
| 【道有林】 | 28 |

別表4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

| | |
|---------|----|
| 【一般民有林】 | 28 |
| 【道有林】 | 28 |

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、北海道のほぼ中央及び、上川管内の中央に位置し、東部には大雪山連峰の旭岳から白雲岳まで、南は、忠別川に沿って美瑛町と東神楽町に、北と西は、岐登牛山系沿いに旭川市と接しています。

大雪山連峰一帯は我国最大の大雪山国立公園区域となっている。この山並みを水源とする忠別川及び倉沼川が本町の南側及び中央部に流れており、それぞれ支流沿いに耕作地が開け集落が形成されています。

平成17年に、忠別川上流に忠別ダムが完成し、ダム及びダム周辺を核とした観光開発の取り組みがされているところです。

本町の総面積は24,706haであり雄大な自然に恵まれた美しい町です。

森林総面積は18,663haで、総面積の約76%を占めています。森林の内訳は、国有林の面積4,243ha、民有林面積は14,399haであり、うち道有林は10,937ha、一般民有林3,491haとなっています。

本町の森林所有者の大部分は経営規模が5ha未満の零細所有者であり、生産性も低く林業のみで生計を維持している人は皆無の状況です。また、一般民有林のうち、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林面積は2,031haであり、人工林率58%となっており、人工林の年齢構成は40年生以上林分が約68%を占めていることから、今後、間伐、主伐更新を適正に実施していくことが重要となっています。

本町の森林は地域住民に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題があります。

光和・永谷・神谷・キトウシ地区は、一般民有林は戦後カラマツ・トドマツを中心にした造林が盛んに行われてきており、年齢構成は40年生以上林分が約75%を占めていることから、伐期を迎える林分も存することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を森林組合と共に推進することが重要です。

東部・ノカナン地区は、天然生の広葉樹林が広く存し溪谷等の自然景観に優れ、特に忠別ダムとダム周辺の森林とを有機的に結びつけた森林とのふれあいの場として活用が期待されています。

本町の特産品の一つであるシイタケ等のきのこ栽培が盛んで、菌床栽培も行われているが、品質の高い食味の良い原木栽培についても推進していくことが重要であり、シイタケ等の原木の安定的な供給が必要です。

北部のキトウシ地区は、森林公園、スキー場、ゴルフ場があるため別荘地として開発が進んでいる地域であり、広葉樹林等については住民の憩いの場として今後、森林公園内の林内整備の要望に答える必要があります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」

をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営に必要な不可欠であり、これらの林内路網を有効に活用した計画的な森林整備に努めることとします。

森林の整備等に当たっては、町全体の発展方向に十分留意するとともに、国等の補助事業の地方財政措置等を活用することとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方針

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【公益的機能別施業森林】

| 重視すべき機能 | 森林の区域 | 森林の姿 | 森林の整備及び保全の基本方針 | |
|-----------------|-------------|---|---|---|
| 水源涵養機能 | 水源涵養林 | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。 | 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。 | |
| | 水資源保全ゾーン | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 | 良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復ならびに濁水発生回避を図る施業を推進する。 | |
| 山地災害防止機能/土壌保全機能 | 山地災害防止林 | 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。 | 災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。 | |
| 快適環境形成機能 | 生活環境保全林 | 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林 | 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。 | |
| 保健・レクリエーション機能 | 保健・文化機能等維持林 | 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹木等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。 | 生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 | |
| 生物多様性保全機能 | 生物多様性ゾーン | 水辺林タイプ | 日射遮断・隠れ場形成などの野生生物の生息・生育に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 | 水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生回避を図る施業を推進する。 |
| | | 保護地域タイプ | 原生的な森林生態系を構成し、希少な生物が生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 | 希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。 |

つ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の年齢構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等の割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

- (4) 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等と勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

- (1) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。

- (2) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

a 確実な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等

b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等

c 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

- (3) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

- (4) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、侵食防止に努めることとします。

なお、取水施設等の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

- (5) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

- (6) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

第2 造林に関する事項

造林についてはIの2森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により造林を実施するものとします。

また、適地適木を基本とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等に十分留意し行うものとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

なお、人工造林の対象樹種及び標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）、人工造林を実施すべき期間、天然更新すべき期間は、次のとおりとします。

(1) 人工造林の対象樹種

| 区 分 | 樹 種 名 | 備 考 |
|-----------|---|-----|
| 人工造林の対象樹種 | カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ アカエゾマツ、グイマツ、ヤチダモ、カツラ、カンバ類 ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種 | |

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めます。

1 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立てる方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するように努めます。

なお、特定の区域に限って適用すべき植栽本数についてそれぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じて本数以上を植栽するよう努めるものとします。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本町の林業担当部局に事前に相談のうえ、適切な植栽本数を決定するように努めるものとします。

2 その他人工造林の方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植え付けの方法その他必要な事項について定めるものとします。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法については、下表の内容に留意するものとします。

| 区 分 | 標準的な方法 |
|--------|-------------------------|
| 地拵え | 急峻地は人力、平坦地は機械の導入と人力の併用 |
| 植付けの方法 | 植え穴を大きく丁寧に植栽 |
| 植栽の時期 | 春期の乾燥を避ける、秋期は気温に気を付けること |

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

- (エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。
- (オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。
- (カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

| 仕立ての方法 | 樹 種 | | | | |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | カラマツ | トドマツ | アカエゾマツ | その他針 | 広葉樹 |
| 密仕立て | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 3,500 |
| 中庸仕立て | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,500 |
| 疎仕立て | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |

【注】定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断するよう努めることとします。

| 植栽時期 | 樹 種 | 植 栽 時 期 |
|------|---------------|-------------|
| 春植え | トドマツ、アカエゾマツ | 4月中旬～6月中旬 |
| | カラマツ、グイマツ、その他 | 4月中旬～5月下旬 |
| 秋植え | トドマツ、アカエゾマツ | 9月上旬～11月下旬 |
| | カラマツ、グイマツ、その他 | 10月中旬～11月下旬 |

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

東川町のカラマツ林で材積率30パーセントの択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。
 東川町森林整備計画で示すカラマツの中庸仕立て植栽本数が2,000本/haであるから
 $2,000 \times 0.3 = 600$
 となり、カラマツはおおむね600本以上を植栽することになります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は第2の2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する指針

天然更新は、気象、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が幼齢林(注3)にあつては成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあつては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林を言います。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を百分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の期待成立本数}} \times 10$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

| 階層 | 期待成立本数 |
|----|------------|
| 上層 | 300本/ha |
| 中層 | 3,300本/ha |
| 下層 | 10,000本/ha |

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

| 階層 | 期待成立本数 |
|-------------|---------|
| 上層(カラマツ) | 300本/ha |
| 上層(その他の針葉樹) | 600本/ha |

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。
なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

特に、カラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る区域に位置づけられている森林のうち、人工林の全森林について指定します。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

指定する森林の区域については、別表4のとおりです。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

① 人工造林の場合

1の(1)による。

② 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)において記載している「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」による。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施することとします。
なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法並びに保育の標準的な方法は、次のとおりとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉して林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

- (2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。
- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。
- (4) 列状間伐を実施する際は、現地の作業システム（ハーベスタ等）に応じた伐採幅を確保するほか、強度な伐採率とならないよう配慮し、残存列が混みすぎている場合は定性間伐と併用するなど、立木及び林地を痛めないよう実施することとします。
なお、主要樹種ごとの標準的な間伐時期等の目安については、次表のとおりとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

| 樹種 (生産目標) | 施業方法 | 間伐の時期 (林齢) | | | | | 間伐の方法 |
|-------------------------------------|---|------------|----|----|----|----|--|
| | | 初回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 | |
| カラマツ (グイマツとの 交配種を含む) (一般材) | 植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha | 18 | 25 | 33 | 41 | — | ・選木方法：定性及び定量列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：7年 ・標準伐期齢以上の森林における間伐間隔：8年 |
| トドマツ (一般材) | 植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha | 18 | 24 | 30 | 38 | — | ・選木方法：定性及び定量列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：6年 |
| アカエゾマツ (一般材) | 植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha | 24 | 31 | 39 | 49 | 62 | ・選木方法：定性及び定量列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：9年 |

※ 「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

※ 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

2 保育の標準的な方法に関する指針

次のとおり、保育の標準的な方法に関する指針を示します。

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【標準的な実施時期】（下刈り）

| 作業種別 | 樹種 | 年 | | | | | | | | | | |
|------|--------|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|--|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | |
| 下刈り | カラマツ | ←————→ | | | | | | | | | | |
| | トドマツ | ←————→ | | | | | | | | | | |
| | アカエゾマツ | ←————→ | | | | | | | | | | |

【標準的な実施時期】（つる切り、除伐）

| 樹種 | 年 植栽 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|--------|---------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | カラマツ | 春 | | | △ | | | | | |
| 秋 | | | | | △ | | | | | | |
| トドマツ | 春 | | | | | | △ | | | | |
| | 秋 | | | | | | | △ | | | |
| アカエゾマツ | 春 | | | | | | △ | | | | |
| | 秋 | | | | | | | △ | | | |

（注1）カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

△：つる切り、除伐

（注2）下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

3 その他必要な事項

枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

次のとおり、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項の指針を示します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします

(1) 水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養^{かん}林）

ア 区域の設定

水源^{かん}養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に在する森林、水源^{かん}涵養機能の評価区分が高い森林など水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を維持すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する被害の防止機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定めるものとします。

- ①土地に関する被害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）
土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他産地災害防止機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。
- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）
飛砂防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他生活環境保全機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。
- ③保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）
保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林等、保健レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林の施業方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区分については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとし、

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

| 森林の区域 | 区域の設定の基準 | 施業の方法に関する指針 |
|----------------|---|---|
| 木材等生産林 | 林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。 | 木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。 |
| 特に効率的な施業が可能な森林 | 上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。 | 上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。 |

【樹種別生産目標及び仕立て方法】

| 樹種 | 標準的な施業体系 | | |
|------------------------|------------|-------|---------|
| | 生産目標 | 仕立て方法 | 主伐時期の目安 |
| カラマツ (グイマツとの交配種を含む) | 一般材生産・38cm | 中庸仕立て | 50年 |
| トドマツ | 一般材生産・30cm | 中庸仕立て | 50年 |
| アカエゾマツ | 一般材生産・30cm | 中庸仕立て | 75年 |

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。

伐採跡地については、早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町の森林所有者の66%は5ha未満の小規模な森林所有で、一般民有林のうち、57%は、カラマツ・トドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、東川町森林組合及びその他の民間林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進することとします。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、本町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、本町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

受託者である森林組合が森林経営計画の取りまとめを行う窓口であることを森林所有者に知らせ、森林が持つ公益的機能の理解と森林経営の楽しみを森林所有者が理解し率先して森林計画に参画することが期待されるところであります。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

本町の森林所有者は5ha未満の小規模な森林所有が多く、森林施業を計画的、重点的に行うために町、森林

組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図ることとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。

このため、町及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図ることとします。

また、共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結の促進を図ることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の事項に留意することに努めることとします。

- ア 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- イ 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ウ 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

共同して森林施業を実施することにより、町・森林組合・森林所有者が共通の認識で理解し率先して推進整備し、計画的、重点的に参画することが期待されることです。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を次表のとおり定めます。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

単位 路網密度：m/ha

| 区 分 | 作業システム | 路網密度 | |
|--------------------|-----------|----------|----------|
| | | | 基幹路網 |
| 緩傾斜地 (0° ~ 15°) | 車両系作業システム | 110以上 | 35以上 |
| 中傾斜地 (15° ~ 30°) | 車両系作業システム | 85以上 | 25以上 |
| 急傾斜地 (30° ~) | 架線系作業システム | 20<15>以上 | 20<15>以上 |

(注1)「車両系システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

なお、本表は、木材の搬出予定箇所路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所にも適用するものではありません。

(注3)『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の

安定的な確保や、機械作業に適した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に、作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

【作業システムの基本的な考え方】

| 傾斜区分 | 伐倒 | 集材（木寄せ） | 造材 | 巻立て |
|-------|-------------|--------------------------|-------------|---------------|
| 急傾斜 | チェーンソー | スイングヤーダ 【全幹集材】 | チェーンソー | グラップルローダ |
| | | | ハーベスタ・プロセッサ | （ハーベスタ・プロセッサ） |
| 中傾斜 | チェーンソー | トラクタ【全幹集材】 | ハーベスタ・プロセッサ | グラップルローダ |
| | | 《グラップルローダ》 | | （ハーベスタ・プロセッサ） |
| 緩傾斜 | フェラーバンチャ | トラクタ【全幹集材】 | ハーベスタ・プロセッサ | グラップルローダ |
| | | 《グラップルローダ》 | | （ハーベスタ・プロセッサ） |
| | ハーベスタ | トラクタ【全幹集材】 《グラップルローダ》 | ハーベスタ | グラップルローダ |
| | | | | （ハーベスタ） |
| ハーベスタ | フォワーダ【短幹集材】 | （ハーベスタ） | （フォワーダ） | |

*（ ）は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載、【 】は、集材方法

*集材《木寄せ》工程において、グラップルローダを集材（全幹集材）に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する事項

間伐等の森林施業を実施するための路網整備等推進区域を次表のとおり設定します。

【路網整備等推進区域】

| 路網整備等推進区域名 | 面積 | 開設予定路線 | 開設予定延長 | 対図番号 | 備考 |
|------------|-------|-----------|--------|------|--------|
| 永谷地区 | 30 ha | 永谷2線の沢2号線 | 965m | ① | H26 |
| 東倉沼地区 | 20 ha | 中の沢支線 | 550m | ③-2 | H27~29 |
| 神谷地区 | 62 ha | 神谷橋線 | 1,530m | ④ | H27 |
| 永谷地区 | 30 ha | 永谷北1線 | 1,500m | ⑤ | H28 |
| 岐登牛地区 | 60 ha | 岐登牛サルン線 | 3,000m | ⑥ | H29 |
| 東忠別地区 | 30 ha | 東忠別線 | 1,500m | ⑦ | H30 |

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備に当たっては、それぞれ林道規定（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）及び北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設することとします。

【林道を含む基幹路網の整備計画】

| 開設 ／ 拡張 | 種類 | 区分 | 路線名 | 延長 | 個所数 | 利用区 域面積 | 全半5カ 年の計画箇所 | 対図 番号 | 備考 |
|---------------|----|----|-----|----|-----|------------|----------------|----------|----|
|---------------|----|----|-----|----|-----|------------|----------------|----------|----|

| | | | | | | | | | |
|----|------|--|------|--|---|--|--|--|--|
| 開設 | 自動車道 | | キトウシ | | 1 | | | | |
|----|------|--|------|--|---|--|--|--|--|

【道有林】

| 開設／ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町村) | 路線名 | 延長(km) 及び 箇所数 | 利用区 域面積 (ha) | 前半5カ 年の計 画箇所 | 対図 番号 | 備考 |
|-----------|------|-------|-------------|-----------|---------------------|--------------------|--------------------|----------|----------------------|
| 開設 | 自動車道 | 林業専用道 | 東川町 | 97・99 林班 | 3.3-1 | 145 | ○ | | 起点:東川町倉沼 終点:東川町倉沼 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 97・99 林班支 | 0.5-1 | 14 | ○ | | 起点:東川町倉沼 終点:東川町倉沼 |
| 計 | | | | | 3.8-2 | | | | |

(2) 細部路網に関する事項

①細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林政第656号林野庁長官通知）、北海道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持増進に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整備第885号林野庁長官通知）、「民有林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切な維持管理に努めることとします。

4 その他必要な事項

- (1) 土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。
- (2) 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

新規的林業事業者や専門知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等

が安定して林業経営を維持できるように支援することとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として重要な役割を補う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

ア 林業機械化の促進の方法

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地での林内作業においては、チェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダ、スキッド等による集材作業システムを活用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとし、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むこととします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が必要です。このため、地域材に関する消費者への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による住宅への地域材利用の促進に取り組めます。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の認定

「鳥獣害防止森林区域に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生恐れがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3とおりに定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせで推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携・調整することとします（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）。特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者から情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災に防除その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、東川町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本町や総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

本町の人工林においてエゾシカの食害はほとんど確認されていませんが、今後、食害が人工林に拡大し対策が必要となる場合については北海道などの関係機関の協力を得て、被害防止対策を講ずることとします。

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めるものとします。

(3) 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線、防火道の整備を行うものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置などにより、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。特に、現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種、同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や、天然林をバランスよく残すこと等により被害のリスクの低減をはかることとします。

6 その他必要な事項

(1) その他

- ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。
- イ 森林の巡視にあつては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。
また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定することとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあつては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

- (1) 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域特別地区内の森林
- (2) 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- (3) 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地もしくは造成された森林

【保健機能森林の区域】

| 森林の所在 | | 森林の林種別面積 (ha) | | | | | 備考 |
|-------|-----|---------------|-----|-----|------|-----|----|
| 地区 | 林小班 | 合計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | その他 | |
| 該当なし | | | | | | | |

2 保健機能別森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当無いため、特に定めない。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

- (1) 森林保健施設の整備

該当なし

- (2) 立木の期待平均樹高
特になし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

- (1) IIの第2の(3)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第5の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年10月1日施行法律第36号)に基づき、国の基本方針に則して、北海道内の森林から搬出され、道内で加工された木材を「地域材」と定義し、当町においては、次のように公共建築物における地域材の利用を可能な限り検討し促進して行くと共に、必要に応じて、公共建築物以外の建築物等へも利用の促進を図ることとします。

(1) 公共建築物における地域材の利用の促進に関する事項

- ・建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化により地域材を促進します。
- ・木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品や消耗品としての地域材製品の開発や利用、森林バイオマスの利用を促進します。

(2) 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進に関する事項

- ・住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進に努めます。
- ・公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用を推進し、景観等に配慮が必要な場所では木製ガードレールなどの推進に努めます。
- ・畜舎やエゾシカ進入防止柵など農業用施設での地域材の利用推進に努めます。
- ・木質ペレットなど森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大に努めます。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

森林に対する住民ニーズは高度・多様化しており、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備を森林所有者などの理解と協力の元に推進することとします。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民理解の促進

森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を促進するためには、身近な森林に対する関心を高めることが必要です。このことから、地域の情報誌やポスター、テレビ、インターネット等のマスメディアを積極的に活用し、身近な森林や森林づくり活動、森林の働き、森林に生息・生育する野生生物に関する情報の提供に努めることとします。

(2) 地域住民参加による取組みに関する事項

北海道森林づくり条例の基本理念の一つである「道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担を通じた協働による森林づくり」を進めるためには、東川町においても森林の整備・保全及び利用に関わる森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民の森林整備・保全及び利用に対する理解が不可欠です。このことから、次のとおり、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組を通じて森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解の促進に努めるものとし、地域林業の指導的立場である指導林家や林業グループ、NPO 法人、森林ボランティア組織、木育マイスター等との連携を図り、木育教室等の開催など森林や木材とのふれあい機会を提供します。

また、森林とのふれあいを実りあるものにするためには、山林での事故防止に努めることが大切です。

このことから、山火事予防や林道での交通事故防止を心掛け、遭難やヒグマとの接触を避けるための方法など、入林者に対するマナーやルールの普及啓発に努めることとします。

(3) 上下流連携による取組みに関する事項

忠別川及び倉沼川は、本町をはじめ下流の市町村の水源として重要な役割を果たしています。このようなことから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、下流の住民等に水源の森林造成に参加してもらうように働き掛け、森林の整備に対する理解の促進に努めることとします。

(4) 青少年の学習機会の確保に関する事項

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組みである「木育」を進めることとします。

5 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

①保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）

b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

イ 伐採の限度

- (ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- (イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
- 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ha以下とします。
 - 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
 - その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタール以下とします。
- (ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存することとします。
- (エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないこととします。
- (オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。
- また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

- (ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- (イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- (ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とされています。

エ 間伐の方法及び限度

- (ア) 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- (イ) 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

- (ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行われなければなりません。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

③ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

【表1 特別地域内における制限】

| 区 分 | 制 限 内 容 |
|---------|--|
| 特別保護地区 | 特別保護地区内の森林は、禁伐とします。 |
| 第1種特別地域 | (1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在の蓄積の10%以内とします。 |

| | |
|---------|--|
| 第2種特別地域 | <p>(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。</p> <p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良森林、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。</p> <p>(5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにします。</p> <p>(6) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。</p> <p>① 一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。</p> <p>② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。</p> |
| 第3種特別地域 | <p>(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。</p> |

【表2 その他の制限林における伐採方法】

| 区 分 | 制 限 内 容 |
|--------|---|
| その他制限林 | <p>(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%とします。</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。</p> <p>(3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ha未満とします。</p> <p>(4) 史跡、名称又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、原則、禁伐とします。</p> |

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

該当なし

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

1 共通のゾーニング

【一般民有林】

| 区 分 | 森 林 の 区 域 | | 面積 (ha) | 備考 |
|---------------------|-----------|--|--------------|----------------|
| | 林 班 | 小 班 | | |
| 水源涵養林 ^{かん} | 1～33 | 全域 | 3、 484.00 | |
| 山地災害防 止林 | 1 | 25, 34 | 5.24 | ノカン地区 内 |
| | 2 | 4, 6, 11, 12, 14～18, 23, 29, 84, 85, 88, 89 | 56.72 | ノカン地区 内 |
| | 11 | 153 | 1.12 | 光和地区内 |
| | 12 | 95, 96, 127, 193, 201 | 6.91 | 光和地区内 |
| | 13 | 18, 42, 43, 46, 49 | 1.68 | 光和地区内 |
| | 小 計 | | 71.67 | |
| 生活環境保 全林 | 20 | 168～180 | 18.94 | 開拓百年記念 の森公園 |
| | 小 計 | | 18.94 | |
| 保健・文化 機能等維持 林 | 2 | 32～34, 37, 72～74, 90～92 | 5.16 | ノカン地区 内 |
| | 30 | 1, 2, 64, 103 | 4.76 | キトウシ森林 公園 |
| | 31 | 2, 3, 15 ～ 20, 22, 23, 26, 27, 31, 34, 35, 39, 43, 48, 63, 65 ～ 67, 69 ～ 75, 86, 92 | 41.34 | キトウシ森林 公園 |
| | 小 計 | | 51.24 | |
| 木材等生 産林 | 2 | 43～45, 48, 51～54, 56～67, 71, 80, 81, 83 | | 16.82 |
| | 3 | 9, 34, 36～38, 45, 47, 50, 57～63, 66, 68, 73, 74, 76～81, 83, 86～89, 94, 100, 1 107 | | 32.60 |
| | 4 | 1～4, 6～10, 12, 24, 26～29, 45～47, 53, 55, 58, 67, 74～77, 103～105, 111, 112 | | 60.29 |
| | 5 | 30, 33, 35, 39, 55, 61～67, 69, 70, 82, 83, 87, 102, 104～106, 108～110, 114, 116, 117, 119, 121, 124, 125, 136, 148, 149, 154, 157, 159～163, 171, 172 | | 71.43 |
| | 6 | 11, 16, 37, 38, 44, 45, 48, 49, 51, 54, 55, 61～63, 67, 68, 72, 76, 78～80, 82, 84～88, 106, 127, 153～160, 171, 175, 178～180, 182 | | 43.96 |
| | 7 | 6, 8, 11～13, 15～18, 20, 31, 32, 43, 46, 48, 52, 55, 57, 58, 67, 69～71, 81～84, 90, 92～95 | | 36.49 |
| | 8 | 1～3, 7, 11, 12, 19, 20, 22～24, 27～32, 35, 36, 38～49, 51～58, 60, 62～69, 71, 73～82, 86～89, 91, 96, 98～103, 105, 106, 111～121, 124～126, 142, 143, 145～153, 999 | | 55.54 |
| | 9 | 1, 3, 11～15, 19, 21, 23, 24, 26～28, 35, 36, 39～41, 43, 45～49, 52, 53, 57～60, 63, 64, 66, 68～74, 79, 80, 82, 84, 88, 91, 93～95, 101～111, 113, 114, 119, 122～125, 127, 128, 132, 135～139, 141, 149～151, 154, 155, 160～165, 169, 170, 176～178, 186, 189, 191～195, 198～200, 202, 203, 205～208, 210～212, 218, 221, 222, 225, 227, 231, 232, 234～241, 243, 244, 250, 305, 400 | | 90.00 |
| | 10 | 3, 4, 8, 11, 12, 14～27, 29, 31, 33, 34, 36, 38, 40, 41, 44, 46, 47, 51, 52, 54, 55, 59, 60, 63, 65～72, 75, 77, 80～84, 87～90, 93～96, 98～100, 102～104, 107, 108, 112～114, 116～118, 131, 132, 134, 140, 143, 147～150, 152, 156～163, 167～173, 177, 178, 184, 185, 191, 192, 194, 198～204, 206, 208～211, 213～217, 219～221, 223～227, 235～240, 242～245, 247, 248, 250～260, 264, 272, 276, 277, 281～289 | | 106.01 |
| | 11 | 1, 3, 4, 6～8, 11, 13～16, 19～27, 29, 30, 32, 33, 35, 43, 44, 47, 49, 50, 52, 59～65, 67～69, 71, 73, 76, 79～84, 86, 87, 91, 92, 98～104, 109～112, 115～127, 131, 132, 134, 136, 138～141, 144, 146～152 | | 71.77 |
| | 12 | 2, 4～12, 14, 16, 18, 20～23, 27, 29, 32～34, 38, 40, 41, 56, 57, 60, 62～65, 77～80, 83～88, 90, 93, 97, 99, 125, 126, 128～130, 133, 152, 157, 158, 162, 170～179, 185, 191, 202, 203, 205 | | 145.51 |
| | 13 | 1, 2, 6, 9, 14, 16, 20, 22～32, 34～36, 38～40, 47, 48, 50～55, 57, 60, 62, 65～ | | 64.36 |

| | | | |
|----------------|----|---|----------|
| | | 68, 72~75, 77, 78, 81, 140, 141, 145~147, 151, 152 | |
| | 14 | 1, 2, 4, 6, 9, 17~21, 23, 29, 30, 37~43, 46, 47, 50~52, 54, 59~66, 69~71 | 59. 23 |
| | 15 | 2, 4, 5, 7, 8, 10, 11, 12, 15, 17, 18, 20~23, 29, 35, 36, 39~42, 44, 46, 48, 52~54, 57~65, 67, 69, 71, 82~84, 86, 89~93 | 91. 28 |
| | 16 | 3, 5~12, 14~20, 23, 27, 33~35, 39~42, 45, 48, 50~56, 58~64, 66, 74, 86, 87, 98~104, 106, 108~128, 130~137, 141~143, 146~148, 150~154, 156, 158~161, 163, 166, 172~175 | 99. 76 |
| | 17 | 1~4, 6, 9, 13~16, 18~21, 23~25, 28~34, 36~39, 41~46, 48, 50~61, 66~71, 73, 75, 77~85, 87~101, 103, 105~109, 112, 113, 115~117, 119~121, 123~125, 129, 132~134, 140, 144, 147, 149~152, 155, 160 | 111. 68 |
| | 18 | 4~9, 12~29, 31~39, 41, 42, 44~47, 51~55, 63~66, 68, 69, 71~73, 75~82, 85, 91~95, 97~99, 101~110, 112, 118, 123~131, 134~137, 139~143, 149~155, 157, 159, 160, 162~172, 174~180, 182~204, 206, 207, 209~213, 216, 217, 219~221, 223~233, 236, 242, 243, 245~247, 251~254, 256~258, 300, 302~310, 312 | 102. 13 |
| | 19 | 1~7, 9~12, 15, 20, 22~26, 29, 31, 32, 35, 36, 38, 39, 41, 42, 44, 46, 50~52, 58, 59, 79~86, 89~97, 99, 104~107, 109~118, 120, 123~130, 132, 133, 136~141, 146~150, 200, 205 | 81. 96 |
| | 20 | 5, 7~9, 11~14, 16, 19, 20, 21, 26, 28~30, 36, 37, 42, 66~68, 72, 73, 75~78, 81~89, 92, 94~97, 100~102, 104, 108, 110, 134, 137, 138, 145, 148, 149, 156, 162, 165, 170~180 | 84. 7 |
| | 21 | 1, 4~6, 9~18, 24, 25, 29~32, 34, 36, 39~44, 52, 55~58, 60, 61, 63, 65~67, 73, 75, 77~79, 81~85, 88~90 | 91. 25 |
| | 24 | 3 | 1. 92 |
| | 25 | 2, 3, 5, 12, 13, 19~21, 24, 26, 27, 31, 34, 37, 39 | 25. 68 |
| | 26 | 1, 5~7, 9, 10, 13, 15~17, 22, 23, 25~27, 29~31, 38, 39, 52, 53 | 36. 72 |
| | 27 | 1, 2, 4~8, 12, 15~18, 26, 36~39, 44, 45, 48, 51, 58, 60, 61, 67, 68, 80, 81, 84, 90~92 | 35. 62 |
| | 28 | 1, 2, 4~10, 12, 13, 15, 16, 35, 36, 44 | 11. 40 |
| | 29 | 5~7, 23, 25, 30~41, 47, 48, 54, 56, 57, 62 | 43. 76 |
| | 30 | 1~3, 5~7, 9~12, 14, 15, 19, 21~28, 30, 35, 46, 49, 53, 64, 70, 76, 77, 85, 86, 88~91, 93, 94, 97, 100, 101~104, 107, 111~113, 116~119 | 65. 78 |
| | 31 | 7~9, 15, 17, 18, 43, 48, 65~67, 69~71, 74, 82, 85, 86, 92 | 8. 73 |
| | 32 | 1, 6, 7, 34, 46, 52, 60, 69, 70, 72, 82, 89, 98, 103, 114, 115, 118, 119, 122, 123, 128, 130, 135, 136 | 8. 56 |
| | 33 | 1~10, 12, 14, 17~19, 21~23, 25, 26, 29~32, 37, 39, 41~44, 47, 50, 52, 73, 101, 111 | 19. 5 |
| | 小計 | | 1774. 44 |
| 特に効率的な施業が可能な森林 | 2 | 43~45, 48, 51~54, 56~67, 71, 80, 81, 83 | 16. 82 |
| | 3 | 9, 34, 36~38, 45, 47, 50, 57~63, 66, 68, 73, 74, 76~81, 83, 86~89, 94, 100, 107 | 32. 60 |
| | 4 | 1~4, 6~10, 12, 24, 26~29, 45~47, 53, 55, 58, 67, 74~77, 103~105, 111, 112 | 60. 29 |
| | 5 | 30, 33, 35, 39, 55, 61~67, 69, 70, 82, 83, 87, 102, 104~106, 108~110, 114, 116, 117, 119, 121, 124, 125, 136, 148, 149, 154, 157, 159~163, 171, 172 | 71. 43 |
| | 6 | 11, 16, 37, 38, 44, 45, 48, 49, 51, 54, 55, 61~63, 67, 68, 72, 76, 78~80, 82, 84~88, 106, 127, 153~160, 171, 175, 178~180, 182 | 43. 96 |
| | 7 | 6, 8, 11~13, 15~18, 20, 31, 32, 43, 46, 48, 52, 55, 57, 58, 67, 69~71, 81~84, 90, 92~95 | 36. 49 |
| | 8 | 1~3, 7, 11, 12, 19, 20, 22~24, 27~32, 35, 36, 38~49, 51~58, 60, 62~69, 71, 73~82, 86~89, 91, 96, 98~103, 105, 106, 111~121, 124~126, 142, 143, 145~153, 999 | 55. 54 |

| | | |
|----|---|---------|
| 9 | 1, 3, 11~15, 19, 21, 23, 24, 26~28, 35, 36, 39~41, 43, 45~49, 52, 53, 57~60, 63, 64, 66, 68~74, 79, 80, 82, 84, 88, 91, 93~95, 101~111, 113, 114, 119, 122~125, 127, 128, 132, 135~139, 141, 149~151, 154, 155, 160~165, 169, 170, 176~178, 186, 189, 191~195, 198~200, 202, 203, 205~208, 210~212, 218, 221, 222, 225, 227, 231, 232, 234~241, 243, 244, 250, 305, 400 | 90.00 |
| 10 | 3, 4, 8, 11, 12, 14~27, 29, 31, 33, 34, 36, 38, 40, 41, 44, 46, 47, 51, 52, 54, 55, 59, 60, 63, 65~72, 75, 77, 80~84, 87~90, 93~96, 98~100, 102~104, 107, 108, 112~114, 116~118, 131, 132, 134, 140, 143, 147~150, 152, 156~163, 167~173, 177, 178, 184, 185, 191, 192, 194, 198~204, 206, 208~211, 213~217, 219~221, 223~227, 235~240, 242~245, 247, 248, 250~260, 264, 272, 276, 277, 281~289 | 106.01 |
| 11 | 1, 3, 4, 6~8, 11, 13~16, 19~27, 29, 30, 32, 33, 35, 43, 44, 47, 49, 50, 52, 59~65, 67~69, 71, 73, 76, 79~84, 86, 87, 91, 92, 98~104, 109~112, 115~127, 131, 132, 134, 136, 138~141, 144, 146~152 | 71.77 |
| 12 | 2, 4~12, 14, 16, 18, 20~23, 27, 29, 32~34, 38, 40, 41, 56, 57, 60, 62~65, 77~80, 83~88, 90, 93, 97, 99, 125, 126, 128~130, 133, 152, 157, 158, 162, 170~179, 185, 191, 202, 203, 205 | 145.51 |
| 13 | 1, 2, 6, 9, 14, 16, 20, 22~32, 34~36, 38~40, 47, 48, 50~55, 57, 60, 62, 65~68, 72~75, 77, 78, 81, 140, 141, 145~147, 151, 152 | 64.36 |
| 14 | 1, 2, 4, 6, 9, 17~21, 23, 29, 30, 37~43, 46, 47, 50~52, 54, 59~66, 69~71 | 59.23 |
| 15 | 2, 4, 5, 7, 8, 10, 11, 12, 15, 17, 18, 20~23, 29, 35, 36, 39~42, 44, 46, 48, 52~54, 57~65, 67, 69, 71, 82~84, 86, 89~93 | 91.28 |
| 16 | 3, 5~12, 14~20, 23, 27, 33~35, 39~42, 45, 48, 50~56, 58~64, 66, 74, 86, 87, 98~104, 106, 108~128, 130~137, 141~143, 146~148, 150~154, 156, 158~161, 163, 166, 172~175 | 99.76 |
| 17 | 1~4, 6, 9, 13~16, 18~21, 23~25, 28~34, 36~39, 41~46, 48, 50~61, 66~71, 73, 75, 77~85, 87~101, 103, 105~109, 112, 113, 115~117, 119~121, 123~125, 129, 132~134, 140, 144, 147, 149~152, 155, 160 | 111.68 |
| 18 | 4~9, 12~29, 31~39, 41, 42, 44~47, 51~55, 63~66, 68, 69, 71~73, 75~82, 85, 91~95, 97~99, 101~110, 112, 118, 123~131, 134~137, 139~143, 149~155, 157, 159, 160, 162~172, 174~180, 182~204, 206, 207, 209~213, 216, 217, 219~221, 223~233, 236, 242, 243, 245~247, 251~254, 256~258, 300, 302~310, 312 | 102.13 |
| 19 | 1~7, 9~12, 15, 20, 22~26, 29, 31, 32, 35, 36, 38, 39, 41, 42, 44, 46, 50~52, 58, 59, 79~86, 89~97, 99, 104~107, 109~118, 120, 123~130, 132, 133, 136~141, 146~150, 200, 205 | 81.96 |
| 20 | 5, 7~9, 11~14, 16, 19, 20, 21, 26, 28~30, 36, 37, 42, 66~68, 72, 73, 75~78, 81~89, 92, 94~97, 100~102, 104, 108, 110, 134, 137, 138, 145, 148, 149, 156, 162, 165, 170~180 | 84.7 |
| 21 | 1, 4~6, 9~18, 24, 25, 29~32, 34, 36, 39~44, 52, 55~58, 60, 61, 63, 65~67, 73, 75, 77~79, 81~85, 88~90 | 91.25 |
| 24 | 3 | 1.92 |
| 25 | 2, 3, 5, 12, 13, 19~21, 24, 26, 27, 31, 34, 37, 39 | 25.68 |
| 26 | 1, 5~7, 9, 10, 13, 15~17, 22, 23, 25~27, 29~31, 38, 39, 52, 53 | 36.72 |
| 27 | 1, 2, 4~8, 12, 15~18, 26, 36~39, 44, 45, 48, 51, 58, 60, 61, 67, 68, 80, 81, 84, 90~92 | 35.62 |
| 28 | 1, 2, 4~10, 12, 13, 15, 16, 35, 36, 44 | 11.40 |
| 29 | 5~7, 23, 25, 30~41, 47, 48, 54, 56, 57, 62 | 43.76 |
| 30 | 1~3, 5~7, 9~12, 14, 15, 19, 21~28, 30, 35, 46, 49, 53, 64, 70, 76, 77, 85, 86, 88~91, 93, 94, 97, 100, 101~104, 107, 111~113, 116~119 | 65.78 |
| 31 | 7~9, 15, 17, 18, 43, 48, 65~67, 69~71, 74, 82, 85, 86, 92 | 8.73 |
| 32 | 1, 6, 7, 34, 46, 52, 60, 69, 70, 72, 82, 89, 98, 103, 114, 115, 118, 119, 122, 123, 128, 130, 135, 136 | 8.56 |
| 33 | 1~10, 12, 14, 17~19, 21~23, 25, 26, 29~32, 37, 39, 41~44, 47, 50, 52, 73, 101, 111 | 19.5 |
| 小計 | | 1774.44 |

【道有林】

別添 別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域【道有林】のとおり

別表 2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

| 区分 | 施業の方法 | 森林の区域 | | 面積 (ha) | 森林経営計画における 主な実施基準(参考)(注1) | |
|---|-------------------------|---------------------------|---|--|---------------------------------|---|
| | | 林班 | 小班 | | | |
| 水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 1~33 | 全域 | 3,484.00 | 主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下 | |
| | 伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注1) | 該当なし | | | 主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下 | |
| 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林(注3) | 該当なし | | | 主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下 | |
| | 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く) | 20 | 168~180 | 18.94 | 主伐林齢：標準伐期齢以上 択伐率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する |
| | | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 1 2 11 12 13 2 30 31 | 25, 34 4, 6, 11, 12, 14~18, 23, 29, 84, 85, 88, 89 153 95, 96, 127, 193, 201 18, 42, 43, 46, 49 32~34, 37, 72~74, 90~92 1, 2, 64, 103 2, 3, 15~20, 22, 23, 26, 27, 31, 34, 35, 39, 43, 48, 63, 65~67, 69~75, 86, 92 | 122.91 | 主伐林齢：標準伐期齢以上 択伐率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する |
| | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | | | | 特定広葉樹について、標準伐期齢の立木材積を維持する |

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

| 区分 | 樹種 | 主伐可能な林齢 |
|-----|-----------------------|---------|
| 人工林 | エゾマツ・アカエゾマツ | 96年以上 |
| | トドマツ | 64年以上 |
| | カラマツ(グイマツとの交配種を含む) | 48年以上 |
| | その他針葉樹 | 64年以上 |
| | カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む) | 48年以上 |
| | その他広葉樹 | 64年以上 |

| | | |
|-----|-------------------------|--------|
| 天然林 | 主として天然下種によって 生立する針葉樹 | 96年以上 |
| | 主として天然下種によって 生立する広葉樹 | 128年以上 |

【道有林】

別添 別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域【道有林】のとおり定めます。

別表3 鳥獣害防止森林区域

【一般民有林】

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | |
|---------|-------|----------|
| | 林班 | 面積 (ha) |
| エゾシカ | 1~29 | 3,625.85 |

【道有林】

別添 別表3 鳥獣害防止森林区域【道有林】のとおり

別表4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

【一般民有林】

| 森林の区域(林小班) | 備考 |
|------------|----|
| 該当なし | |

注1 上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の更新をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

【道有林】

別添 別表4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林【道有林】のとおり

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

東川町

1 共通のゾーニング

| 区分 | 森林の区域 | | 面積 (ha) |
|---------------------|-------|---|------------|
| | 林班 | 小班 | |
| 水源涵養林 ^{かん} | 97 | 1~3, 11~14, 40~49, 51~69 | 280.24 |
| | 98 | 全域 | 321.61 |
| | 99 | 1~12, 14, 16, 17, 30, 40~47, 52~61, 63, 64, 66, 67, 69~92 | 377.86 |
| | 100 | 1~5, 7, 9, 10, 11, 14~17, 20~23, 33~49, 51~63, 65~67 | 456.81 |
| | 101 | 1~4, 40~43, 52~65 | 177.20 |
| | 102 | 1, 3, 4, 20, 35~57 | 194.66 |
| | 103 | 全域 | 173.55 |
| | 104 | 20, 21, 30, 35, 36, 38~49, 51~63, 80 | 282.83 |
| | 105 | 1~5, 40~48, 51~61, 63, 80 | 222.15 |
| | 106 | 全域 | 284.22 |
| | 107 | 1~8, 20, 21, 40~48, 51~65 | 253.78 |
| | 108 | 1~8, 36~49, 51, 53~61, 80 | 268.27 |
| | 109 | 1~4, 39~49, 52~74, 81 | 302.66 |
| | 110 | 全域 | 437.89 |
| | 111 | 全域 | 257.11 |
| | 112 | 全域 | 240.09 |
| | 113 | 全域 | 418.66 |
| | 114 | 1, 6, 14, 15, 51, 52 | 195.88 |
| | 115 | 全域 | 320.05 |
| | 116 | 全域 | 388.94 |
| | 117 | 全域 | 395.29 |
| | 118 | 全域 | 255.80 |
| | 119 | 全域 | 204.63 |
| | 120 | 全域 | 230.96 |
| | 121 | 全域 | 230.56 |
| | 122 | 全域 | 212.78 |
| | 123 | 全域 | 292.99 |
| | 124 | 全域 | 152.53 |
| | 125 | 1~5, 10, 2201 | 247.11 |
| | 126 | 1~3, 5 | 203.65 |
| | 127 | 1~8, 2201 | 234.83 |
| | 128 | 1, 2, 6 | 204.11 |
| 129 | 1~4 | 274.07 | |
| 130 | 1, 3 | 680.38 | |
| 131 | 1 | 569.65 | |
| 132 | 全域 | 585.28 | |
| | 合計 | | 10,829.08 |

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

東川町

| 区分 | 森林の区域 | | 面積 (ha) |
|---------|-------|-----------|------------|
| | 林班 | 小班 | |
| 山地災害防止林 | 98 | 54～59 | 56.41 |
| | 99 | 88 | 0.60 |
| | 100 | 67 | 7.26 |
| | 104 | 80 | 4.10 |
| | 105 | 80 | 3.75 |
| | 106 | 84, 85 | 3.75 |
| | 107 | 6, 7 | 37.28 |
| | 108 | 61, 80 | 12.84 |
| | 109 | 66～71 | 9.22 |
| | 110 | 10, 55～66 | 86.46 |
| | 111 | 51～56 | 34.84 |
| | 112 | 51～61 | 78.58 |
| | 113 | 51～61 | 102.15 |
| | 114 | 51, 52 | 4.04 |
| | 115 | 51～53 | 16.37 |
| | 117 | 51 | 3.25 |
| 125 | 10 | 26.92 | |
| | 合計 | | 487.82 |

| 区分 | 森林の区域 | | 面積 (ha) |
|---------|-------|------|------------|
| | 林班 | 小班 | |
| 生活環境保全林 | | 該当なし | |
| | 合計 | | |

| 区分 | 森林の区域 | | 面積 (ha) |
|-------------|-------|---------------|------------|
| | 林班 | 小班 | |
| 保健・文化機能等維持林 | 118 | 2, 3, 96 | 73.01 |
| | 119 | 5, 96 | 2.93 |
| | 120 | 全域 | 230.96 |
| | 121 | 全域 | 230.56 |
| | 122 | 2, 3 | 135.00 |
| | 124 | 全域 | 152.53 |
| | 125 | 1, 4, 5, 2201 | 88.21 |
| | 126 | 1, 2, 3, 5 | 203.65 |
| | 127 | 1～8, 2201 | 234.83 |
| | 128 | 1, 2, 6 | 204.11 |
| | 129 | 1～4 | 274.07 |
| | 130 | 1, 3 | 680.38 |
| | 131 | 1 | 569.65 |
| | 132 | 全域 | 585.28 |
| | | 合計 | |

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

東川町

| 区分 | 森林の区域 | | 面積(ha) |
|--------------------|-------|---|--------|
| | 林班 | 小班 | |
| 木材等生産林 | 97 | 1~3, 11~14, 40~49, 51~69 | 280.24 |
| | 99 | 1~12, 14, 16, 17, 30, 40~47, 52~61, 63, 64, 66, 67, 69~92 | 377.86 |
| | 100 | 1~5, 7, 9~11, 14~17, 20~23, 33~49, 51~66 | 449.55 |
| | 101 | 1~4, 40~43, 52~65 | 177.20 |
| | 102 | 1, 3, 4, 20, 35~57 | 194.66 |
| | 103 | 全域 | 173.55 |
| | 104 | 20, 21, 30, 35, 36, 38~49, 51~63 | 278.73 |
| | 105 | 1~5, 40~48, 51~61, 63, 80 | 222.15 |
| | 106 | 全域 | 284.22 |
| | 107 | 1~5, 8, 20, 21, 40~48, 51~65 | 216.50 |
| | 109 | 1~4, 39~49, 51~54, 57, 59~65, 72~77, 81, 2401 | 293.44 |
| | 110 | 1, 3, 20~23, 57, 59~65, 72~77, 81, 2401 | 351.43 |
| | | 合計 | |
| 特に効率的な施業 が可能な森林 | | 該当なし | 0.00 |
| | 合計 | | 0.00 |

2 上乗せのゾーニング

| 区分 | 森林の区域 | | 面積(ha) |
|----------|-------|----------------------|----------|
| | 林班 | 小班 | |
| 水資源保全ゾーン | 114 | 1, 6, 14, 15, 51, 52 | 195.88 |
| | 115 | 全域 | 320.05 |
| | 116 | 全域 | 388.94 |
| | 117 | 全域 | 395.29 |
| | 118 | 全域 | 255.80 |
| | 119 | 全域 | 204.63 |
| | 120 | 全域 | 230.96 |
| | 121 | 全域 | 230.56 |
| | 122 | 全域 | 212.78 |
| | 123 | 全域 | 292.99 |
| | 124 | 全域 | 152.53 |
| | 125 | 1~5, 10, 2201 | 247.11 |
| | 126 | 1~3, 5 | 203.65 |
| | 127 | 1~8, 2201 | 234.83 |
| | 128 | 1, 2, 6 | 204.11 |
| | 129 | 1~4 | 274.07 |
| | 130 | 1, 3 | 680.38 |
| | 131 | 1 | 569.65 |
| 132 | 全域 | 585.28 | |
| | 合計 | | 5,879.49 |

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

東川町

| 区分 | 森林の区域 | | 面積(ha) |
|------------|-------|---------------|----------|
| | 林班 | 小班 | |
| 生物多様性保全ゾーン | | | 3,186.33 |
| 水辺林タイプ | | 該当なし | |
| | 合計 | | 0.00 |
| 保護地域タイプ | 118 | 2, 3, 96 | 73.01 |
| | 119 | 5, 96 | 2.93 |
| | 120 | 2 | 172.62 |
| | 121 | 2, 4 | 137.37 |
| | 122 | 3 | 48.54 |
| | 124 | 2 | 95.75 |
| | 125 | 1, 4, 5, 2201 | 88.21 |
| | 126 | 1~3, 5 | 203.65 |
| | 127 | 3~8, 2201 | 50.76 |
| | 128 | 1, 2, 6 | 204.11 |
| | 129 | 1~4 | 274.07 |
| | 130 | 1, 3 | 680.38 |
| | 131 | 1 | 569.65 |
| | 132 | 全域 | 585.28 |
| 合計 | | 3,186.33 | |

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【道 有 林】

東川町

| 区 分 | 施業の方法 | 森林の区域 | | 面積(ha) | 森林経営計画における実施基準 | |
|---|-------------------------------|-------------------------------|---|----------------------|---|---------------------------------|
| | | 林班 | 小班 | | | |
| 水源の 遊養の 機能の 維持増 進を図 るため の森林 施業を 推進す べき森 林 | 伐期の 延長を 推進す べき森 林 | 97 | 1~3, 11~14, 51~69 | 215.43 | 主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20haを超えないこととする | |
| | | 98 | 1, 2, 51~53 | 98.09 | | |
| | | 99 | 1~12, 14, 16, 17, 30, 52~64, 66, 67, 69~87, 89~93 | 320.01 | | |
| | | 100 | 1~5, 7, 9~11, 51~63, 65, 66 | 217.93 | | |
| | | 101 | 1~4, 52~65 | 160.80 | | |
| | | 102 | 1, 3, 51~55, 56, 57 | 35.38 | | |
| | | 103 | 1, 5, 7, 51~69 | 166.95 | | |
| | | 104 | 51~63 | 78.00 | | |
| | | 105 | 1~5, 51~61, 63 | 176.04 | | |
| | | 106 | 1~4, 51~58, 61, 62, 64~71, 73~83, 86, 87 | 229.25 | | |
| | | 107 | 1~5, 8, 51~65 | 138.38 | | |
| | | 108 | 1~8, 51, 53~60 | 196.35 | | |
| | | 109 | 1, 3, 4, 51~54, 57, 59~65, 72~77, 81, 2401 | 193.33 | | |
| | | 110 | 1, 3, 51~54 | 176.46 | | |
| | 111 | 1 | 38.78 | | | |
| | 112 | 1~5 | 91.81 | | | |
| | 113 | 1, 2, 4, 5, 7, 8 | 181.91 | | | |
| | 合計 | | 2,714.90 | | | |
| | | 伐採面積の 規模の縮小 を行うべき 森林 | 114 | 1, 6, 14, 15, 51, 52 | 195.88 | 主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下 |
| | | | 115 | 全域 | 320.05 | |
| | | | 116 | 全域 | 388.94 | |
| | | | 117 | 全域 | 395.29 | |
| | | | 118 | 全域 | 255.80 | |
| | | | 119 | 全域 | 204.63 | |
| | | | 120 | 全域 | 230.96 | |
| | | | 121 | 全域 | 230.56 | |
| | | | 122 | 全域 | 212.78 | |
| | | | 123 | 全域 | 292.99 | |
| | | | 124 | 全域 | 152.53 | |
| | | | 125 | 1~5, 10, 2201 | 247.11 | |
| | | | 126 | 1~3, 5 | 203.65 | |
| | | | 127 | 1~8, 2201 | 234.83 | |
| | | | 128 | 1, 2, 6 | 204.11 | |
| | 129 | | 1~4 | 274.07 | | |
| | 130 | | 1, 3 | 680.38 | | |
| | 131 | | 1 | 569.65 | | |
| | 132 | | 全域 | 585.28 | | |
| | 合計 | | 5,879.49 | | | |

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【道 有 林】

東川町

| 区 分 | 施業の方法 | 森林の区域 | | 面積(ha) | 森林経営計画における実施基準 |
|---|--|--------------------------|---------------------------|--------|---|
| | | 林班 | 小班 | | |
| （保 護 森 林 山 地 災 害 防 止 林、 健 能 の 維 持 増 進 機 能 の 土 地 関 連 災 害 の 防 止 機 能、 生 活 環 境 保 全 林、 環 境 保 全 林、 保 健 ・ 文 化 機 能 等 維 持 林） | 長伐期施業を推進すべき 森林 | | 該当なし | 0.00 | 主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以 上を維持する 主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 伐採率：30%以下または40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以 上を維持する |
| | | 合計 | | 0.00 | |
| | （ 択 伐 に よ る も の を 除 く ） 複 層 林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林 | 97 | 40~49 | 64.81 | |
| | | 98 | 20, 22, 23, 36~49 | 167.11 | |
| | | 99 | 40~47 | 57.25 | |
| | | 100 | 14~17, 20~23, 33~49 | 231.62 | |
| | | 101 | 40~43 | 16.40 | |
| | | 102 | 4, 20, 35~50, 56 | 159.28 | |
| | | 103 | 41, 42 | 6.60 | |
| | | 104 | 20, 21, 30, 35, 36, 38~49 | 200.73 | |
| | | 105 | 40~48 | 42.36 | |
| | | 106 | 40~47, 60, 63 | 51.22 | |
| | | 107 | 6, 7, 20, 21, 40~48 | 115.40 | |
| | | 108 | 36~49 | 59.08 | |
| | | 109 | 2, 39~49 | 100.11 | |
| | 110 | 10, 20~23, 40~45, 47, 48 | 176.60 | | |
| | 111 | 20~26, 28~31, 40, 41 | 183.49 | | |
| | 112 | 20~22, 40~45 | 69.70 | | |
| | 113 | 20~24, 41~43 | 134.60 | | |
| | 合計 | | 1,836.36 | | |
| | 複 層 林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林 | 98 | 54~59 | 56.41 | |
| | | 99 | 88 | 0.60 | |
| | | 100 | 67 | 7.26 | |
| | | 104 | 80 | 4.10 | |
| | | 105 | 80 | 3.75 | |
| | | 106 | 84, 85 | 3.75 | |
| | | 108 | 61, 80 | 12.84 | |
| | | 109 | 66~71 | 9.22 | |
| | | 110 | 55~66 | 84.83 | |
| | | 111 | 51~56 | 34.84 | |
| | | 112 | 51~61 | 78.58 | |
| | | 113 | 51~61 | 102.15 | |
| | | 114 | 1, 6, 14, 15, 51, 52 | 195.88 | |
| | | 115 | 全域 | 320.05 | |
| 116 | | 全域 | 388.94 | | |
| 117 | | 全域 | 395.29 | | |
| 118 | | 全域 | 255.80 | | |
| 119 | | 全域 | 204.63 | | |
| 120 | | 全域 | 230.96 | | |
| 121 | | 全域 | 230.56 | | |
| 122 | | 全域 | 212.78 | | |
| 123 | 全域 | 292.99 | | | |
| 124 | 全域 | 152.53 | | | |
| 125 | 1~5, 10, 2201 | 247.11 | | | |
| 126 | 1~3, 5 | 203.65 | | | |
| 127 | 1~8, 2201 | 234.83 | | | |
| 128 | 1, 2, 6 | 204.11 | | | |
| 129 | 1~4 | 274.07 | | | |
| 130 | 1, 3 | 680.38 | | | |
| 131 | 1 | 569.65 | | | |
| 132 | 全域 | 585.28 | | | |
| 合計 | | 6,277.82 | | | |
| 特定広葉樹の育 成を行う森林施 業を推進すべき | | 該当なし | | | |
| 合計 | | | | | |

別表3 鳥獣害防止森林区域の設定

【道有林】

東川町

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | |
|---------|-------------------------------|---------|
| | 林班 | 面積(ha) |
| エゾシカ | 97~119, 122~125, 127~129, 132 | 9010.62 |
| その他 | 該当なし | 0.00 |

別表4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

【道有林】

東川町

| 森林の区域 | | 面積 (ha) | 参考 |
|-------|----------------------|------------|--|
| 林班 | 小班 | | |
| 114 | 1, 6, 14, 15, 51, 52 | 195.88 | ①気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生 等により天然更新が期待できない森林 ②水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資 源保全ゾーンの森林 |
| 115 | 全域 | 320.05 | |
| 116 | 全域 | 388.94 | |
| 117 | 全域 | 395.30 | |
| 118 | 全域 | 255.80 | |
| 119 | 全域 | 204.63 | |
| 120 | 全域 | 230.96 | |
| 121 | 全域 | 230.56 | |
| 122 | 全域 | 212.78 | |
| 123 | 全域 | 292.99 | |
| 124 | 全域 | 152.53 | |
| 125 | 1～5, 10, 2201 | 247.11 | |
| 126 | 1～3, 5 | 203.65 | |
| 127 | 1～8, 2201 | 234.83 | |
| 128 | 1, 2, 6 | 204.11 | |
| 129 | 1～4 | 274.07 | |
| 130 | 1, 3 | 680.35 | |
| 131 | 1 | 569.64 | |
| 132 | 全域 | 585.28 | |
| 合計 | | 5879.46 | |